

平成24年度総務部税務課執行目標設定表

| 番号 | 執行目標項目及びその内容 | 目標とする指標 (具体的な数値・内容) | 目標を進行させる計画 (スケジュール) | 総合計画（基本計画）、施政方針や行革行動計画の位置づけ |
|----|---|--|---|--|
| 1 | <p>システム改修・職員資質の向上（市民税係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹システム（共同化システム）の更新に伴い判明した問題点等を検証すると共に、国税連携と併せた業務体制を再構築する。 ・職員の税務研修の積極的な参加により職員の資質向上を図り、総合的な業務遂行能力の引き上げに努力する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本年度分の課税により判明した問題点等について、引き続き共同化システム先進導入団体に対して調査・研究を行い、更なる合理的で正確な賦課を目指して、業務手順の充実を図る。 ・職員の資質向上については、京都府の初任者研修や税務署の確定申告研修を始め、全国市町村国際文化研修所や日本経営協会等が実施する研修に計画的に参加できるよう努めるとともに、日々の課題の解消を図るため係内会議等を実施し、職員の資質の向上を図るため研鑽を積んでいく。 <p>これらにより、市民税賦課業務体制の確立を推進する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・9月中旬を目途に共同化システム先進導入団体へ運用面についての調査を行い、次年度課税のスケジュール及び業務手順を策定する。 ・職員の資質向上のため、税務研修等には積極的に参加していく。 | <p>○総合計画（基本計画）</p> <p>7(3)①電子市役所の構築と情報セキュリティの強化</p> <p>7(3)③人材育成の充実と定員管理</p> <p>7(3)④税源基盤の強化</p> <p>○行革行動計画</p> <p>(2)7①部内・課内会議の開催</p> |

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| <p>2</p> | <p>業務の効率化・適正化に向けた検討（資産税係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋「比準方式」評価方法の基準策定に向け、研究を行う。 現在、新・増築家屋においては部分別評価を基本としているが、今後も新・増築家屋評価の増加が見込まれるため、比準評価による方が事務の簡素化・効率化を図れる場合（一団の一戸建て住宅が建築された場合等）に対応するため、年度内に一定のデータ収集と検証を行い、その手法について取りまとめる。 ・共有名義の固定資産税における共有者すべてに納税通知を送付するべくデータ整備を行う。 現在、共有の代表者のみに送付している納税通知書について今後すべてに送付できるよう共有者の住所・氏名・持分割合等のデータを整備する。 ・「死亡者課税」対策に向けた取り組みの実施 現在、年1回納税義務者の死亡に対し、相続人代表届の通知をしているが、時期的な問題もあり全件回収でき | <ul style="list-style-type: none"> ・比準評価については、比準評価対象家屋の用途、種類等の絞込みや標準家屋の選定基準の策定、比準評価の事務の流れなど、比準評価事務取扱要項の作成に向け、素案をまとめる。 また、部分別評価と比準評価では、税額ベースでどれほどの差がでるのか、評価済み家屋データからサンプルを抽出して検証を行う。 ・共有者データの整備については、前年度から継続して約4,200件のうち未整備の1,300件について順次調査し、登録整備していく。 ・「死亡者課税」対策については、年1回の通知を2～3回に分散し、こまめに対応できるよう計画を見直し、未提出者には催告等も検討し次年度課税に向け未然に防 | <ul style="list-style-type: none"> ・6月～8月にかけて、部分別評価と比準評価の比較・検証を行い、12月完成を目途として比準評価事務取扱要項の素案をまとめる。 ・8月から順次調査・登録を進め、12月を目途に完了を目指す。 ・8月に1月～6月分、11月に7月～9月分、1月に10月～12月分と3回に分け通知を実施し、11月・1月に所有権移転の状況を確認したうえ、前回の未提出者に対する催告も実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○総合計画（基本計画） 7(3)④税源基盤の強化 ○行革行動計画 (5)1①公平・適正課税の推進 |
|----------|---|---|---|---|

| | | | | |
|--|---|----------------|--|--|
| | <p>ず、死亡者課税となってしまう ケースもあるため、対策を検討する 必要がある。</p> | <p>ぐ対応をとる。</p> | | |
|--|---|----------------|--|--|